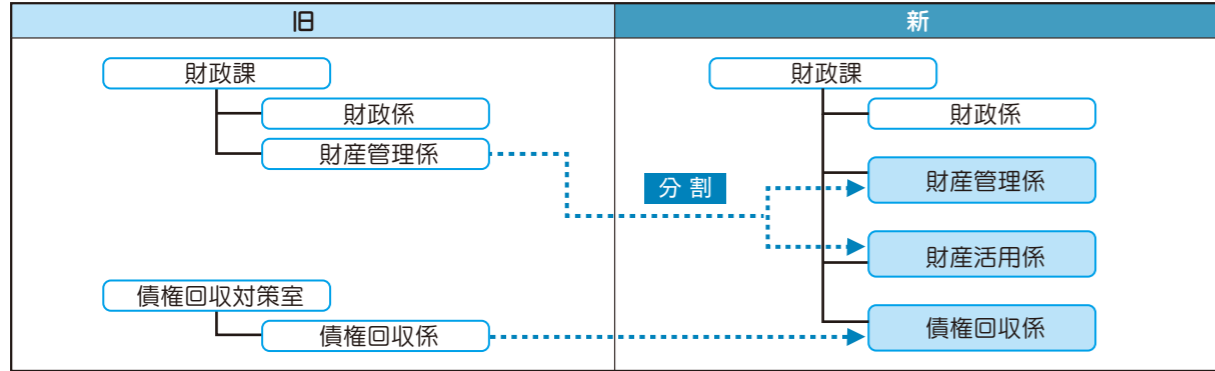


3. 課の再編

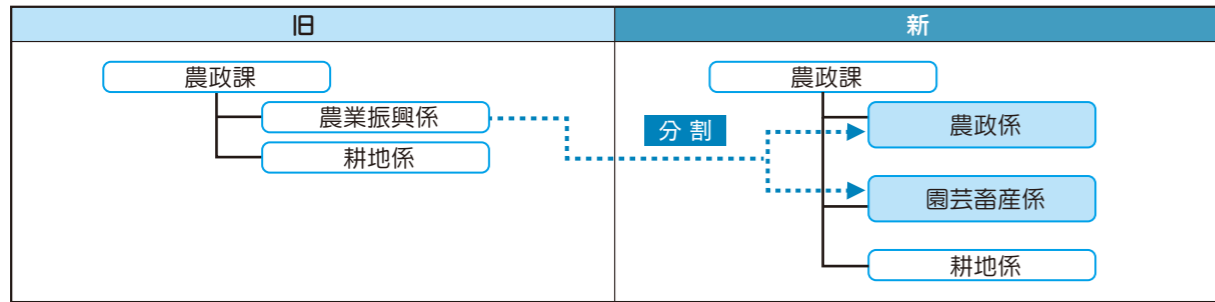
(1) 財政課

- ①「財産管理係」を「財産活用係」と「財産管理係」に分割します。
- ②「債権回収対策室」を廃止し、「債権回収係」の業務を「財政課」に移します。



(2) 農政課

- ①「農業振興係」を「農政係」と「園芸畜産係」に分割します。



4. 課・係名の変更

旧	新
秘書広報課	秘書課
生涯学習課	社会教育課
生涯学習係	社会教育係

問い合わせ 政策企画課 行革推進係
☎ 0978 - 72 - 5161

5. 取扱業務の変更

安岐総合支所湊出張所の取扱業務を、4月1日から一部変更します。

変更前	①市税等の納付 ②住民票、印鑑証明、戸籍及び税等の証明書交付 ③住民票の異動届（転出、転入、転居等）
変更後	①市税等の納付 ②住民票、印鑑証明、戸籍及び税等の証明書交付

4月1日から 市役所の組織が一部変わりました

市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、組織の見直しを行います。

1. 福祉や介護の高齢者サービス窓口の一本化

「福祉事務所」と「介護保険課」で行っている高齢者に関するサービスの窓口一元化を図るために、障がい者の福祉・生活保護・子育て支援等を担当する「福祉課」と、高齢者の福祉及び介護保険を担当する「高齢者支援課」を設置します。

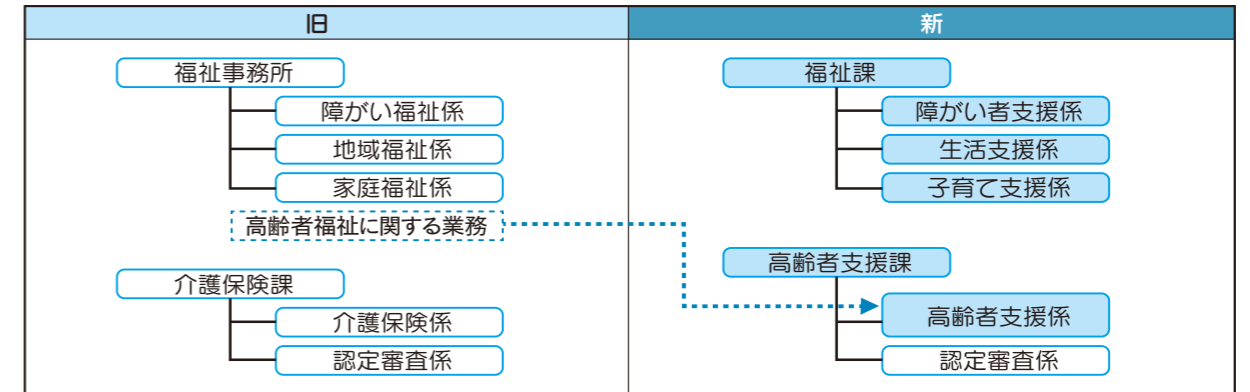
(1) 福祉事務所

- ①福祉事務所の名称を「福祉課」に変更します。
- ②係の名称を「障がい者支援係」「生活支援係」「子育て支援係」に変更します。
- ③高齢者に関する業務を「高齢者支援課」に移します。

※高齢者福祉に関する業務は、養護老人ホーム入所申請、はり・きゅう施設利用助成券申請、在宅高齢者住宅改造助成申請など

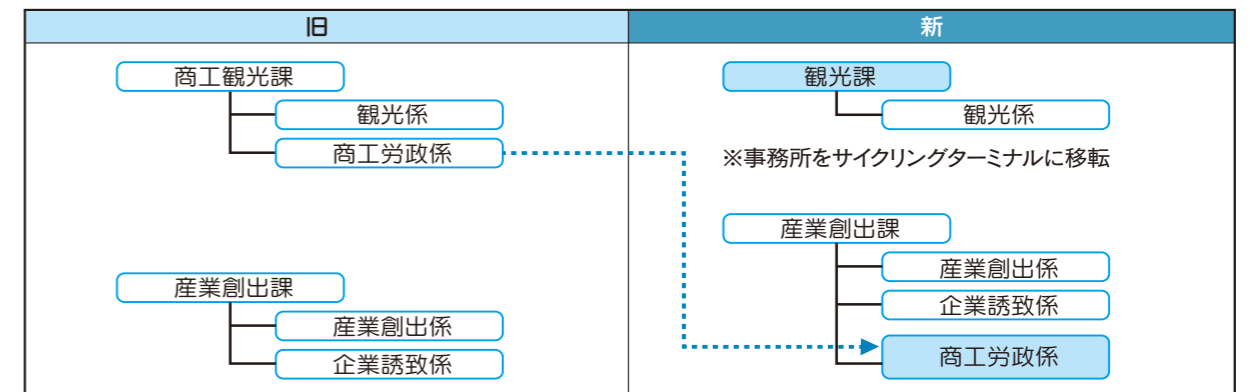
(2) 介護保険課

- ①介護保険課の名称を「高齢者支援課」に変更します。
- ②介護保険係の名称を「高齢者支援係」に変更し、福祉事務所の高齢者福祉に関する業務を移します。



2. 観光推進体制の充実

観光推進体制の充実を図るため、「商工観光課」を「観光課」に変更し、「商工労政係」を「産業創出課」に移します。また、「観光課」の事務所を、国東市サイクリングターミナル内に移します。



観光課はサイクリングターミナルで業務開始

4月1日から観光課の事務所は、これまでの市役所本庁舎内から国東市サイクリングターミナル内へ移動し、観光サービスの強化を図ります。国東市観光協会の事務局もこちらです。



▲「道の駅くにさき」にある国東市サイクリングターミナル

所在地 連絡先

〒873-0511 国東市国東町小原 2662 番地 1
TEL.0978 - 72 - 5168
FAX.0978 - 72 - 5173